

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（認定表示（eマーク）申請手数料）

（令和5年3月施行）

〔板橋区手数料条例別表172の5の項抜粋〕		適合証あり	適合証なし			
			標準入力法等による場合		モデル住宅法、仕様基準又は誘導仕様基準による場合	707入力法、仕様基準又は誘導仕様基準による場合
一戸建て住宅		5,100円	200㎡未満のもの	34,400円	17,700円	
			200㎡以上のもの	38,400円	19,100円	
一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	300㎡未満のもの	9,700円	69,100円		
		300㎡以上2,000㎡未満	21,000円	116,000円		
		2,000㎡以上5,000㎡未満	46,000円	196,000円		
		5,000㎡以上のもの	81,000円	281,000円		
				モデル建物法による場合	標準入力法等による場合	
	非住宅部分	300㎡未満のもの	9,700円	87,100円	227,100円	
		300㎡以上1,000㎡未満	16,700円	110,700円	284,400円	
		1,000㎡以上2,000㎡未満	27,100円	145,700円	367,100円	
		2,000㎡以上5,000㎡未満	80,400円	235,700円	523,700円	
		5,000㎡以上10,000㎡未満	128,000円	309,000円	646,000円	
10,000㎡以上25,000㎡未満		161,000円	371,000円	763,000円		
		201,000円	435,000円	871,000円		

- (注1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- (注2) 共同住宅の表示認定において、性能基準またはフロア入力法により計算を行う場合、共用部分を除くことができる。この場合の手数料の額は、当該住宅部分全体の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。
- (注3) 共同住宅の表示認定において、仕様基準より計算を行う場合の場合の手数料の額は、当該住宅部分全体の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。
- (注4) 住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。